

令和7年1月21日

今冬の大雪等に係る特別交付税(3月交付分)の繰上げ交付について

総務省は、今冬の大雪等により多大な被害を受けた地方公共団体に対し、3月に交付すべき特別交付税の一部を繰り上げて交付することとしましたので、以下のとおりお知らせします。

1 繰上げ交付対象団体

- ・ 災害救助法適用団体
- ・ 積雪積算値(※)が1,000cm・day超、かつ、
前年度比 1.5倍以上又は平年度比 1.28倍以上の団体
※積雪積算値とは、毎日の積雪深を足し合わせたもの

2 本県対象団体

青森市、弘前市、黒石市、五所川原市、十和田市、むつ市、つがる市、平川市、
平内町、今別町、蓬田村、外ヶ浜町、鱒ヶ沢町、西目屋村、藤崎町、大鰐町、
田舎館村、板柳町、鶴田町、中泊町、野辺地町、七戸町、東北町、六ヶ所村

計 24 団体

3 繰上げ交付額

3,325百万円 ※繰上げ交付額の団体別内訳は別紙のとおり

今冬の大雪等に係る令和6年度特別交付税
(3月交付分)の繰上げ交付額

(単位:千円)

団体名	繰上げ交付額
青森市	663,000
弘前市	384,000
黒石市	270,000
五所川原市	241,000
十和田市	176,000
むつ市	310,000
つがる市	215,000
平川市	168,000
市計	2,427,000
平内町	64,000
今別町	46,000
蓬田村	26,000
外ヶ浜町	95,000
鱒ヶ沢町	71,000
西目屋村	32,000
藤崎町	58,000
大鰐町	78,000
田舎館村	33,000
板柳町	41,000
鶴田町	67,000
中泊町	86,000
野辺地町	53,000
七戸町	71,000
東北町	73,000
六ヶ所村	4,000
町村計	898,000
合計	3,325,000